

消費者庁 同時発表

平成27年10月7日

衣類等の新しい洗濯表示に関するパンフレット等を作成・公表します

－新しい洗濯表示の普及と正しい理解に向けて－

経済産業省は、衣類等の新しい洗濯表示について、主に消費者への普及・周知、及び正しい理解を図るため、消費者庁と共同でリーフレット及びパンフレットを作成・公表します。

1. リーフレット・パンフレット作成の背景

平成27年3月に家庭用品品質表示法[※]に基づく繊維製品品質表示規程が改正され、平成28年12月から、衣類等の繊維製品の洗濯表示を、従来のJIS L0217から新しいJIS L0001になったものに変更します。新しい洗濯表示では、記号の種類が22種類から41種類に増え、記号が全て変わります。

このため、新しい洗濯表示について、主に消費者への普及と正しい理解を図るため、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会等の協力を得て、消費者庁と共同でリーフレット及びパンフレットを作成・公表します。

※ 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、これにより消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定された法律です。繊維製品に関する表示すべき事項及び表示方法は、同法に基づき、繊維製品品質表示規程(平成9年通商産業省告示第558号)において定められています。

2. 今後の予定

今回作成したリーフレット及びパンフレットを経済産業省及び消費者庁のホームページに掲載します。(下記のURLをご覧ください。)

また、消費者団体等にリーフレット及びパンフレットを配布、活用等行うことで、新しい洗濯表示の普及・周知を図って参ります。

・経済産業省ホームページ:

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/index.html>

標準化・認証: 「衣類等の新しい洗濯表示」

「洗濯表示パンフレット」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/sentakupanf.pdf>

「洗濯表示リーフレット」

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/kijyun/sentakuleaf.pdf>

・消費者庁ホームページ: <http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>

パンフレット・書籍のページ: 「平成28年12月から洗濯表示が変わります」、
「新しい! 衣類の『取り扱い表示』」、「衣類の新しい『取扱い表示』で上手な洗濯!」

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課長 福田

担当者:永田、山城

電話:03-3501-1511(内線 3423~3425)

03-3501-9277(直通)